

み春野自治会 会員各位

み春野自治会 会長  
み春野自主防災組織本部長  
(指揮・計画統括)

## 集会所を地域におけるに認定避難所として開設・運用するための基準等 について

み春野自治会会則第31条第3項の規定に基づき、下記のとおり主題の開設基準等を「み春野自治会集会所地域避難施設に係る開設・運用規約」とし制定のうえ、施行します。

### 記

#### 1 地域避難施設認定制度とは

町内自治会の集会所などの施設を災害時の避難先として指定し、自主的に開設できるようにする制度です。

自治会では、既に申請を済ませ千葉市から認定され、備蓄品などが配備されています。災害時には、最寄りの指定避難所（「こてはし台小学校指定避難所」）と連携して避難者の受け入れ等を行います。

#### 2 規約制定の背景

規約の策定は、認証を受けるために必要な条件ではありませんが、施設の開設や運営に関するルールを作成することが推奨されています。これにより、組織的かつ円滑な運営が実現されます。また、施設の開設、避難者の受け入れ、閉鎖に際しては、連携する指定避難所を通じて市の災害対策本部に報告する義務があります。

み春野地区では、指定避難所が存在しないため、市が運営する地域防災拠点の代替として、集会所を「地域の防災拠点」として活用することが求められています。これに関連して、地域資源である施設を効果的に活用するための優先順位などを明確化しました。

#### 3 規約の概要

##### (1) 施設の目的と名称

施設は、千葉市花見川区み春野自治会集会所に設置され、災害時に自宅待機や指定避難所への避難が困難な地域住民の一時的な避難先として機能する。

##### (2) 開設と運営

み春野自治会が自主的に施設を開設・運営するが、千葉しみ春野自主防災組織が支援する。

施設の開設は、特定の条件下で行われ、運営の要否は役員会で判断される。

#### (3) 避難所の連携と周知

施設の運営は、自治会で自主的に運営するものであるが、こてはし台小学校避難所運営委員会と指定避難所の施設管理者との連携で行われる。

開設の周知は、防災行政無線やデジタル技術を用いて行われる。

#### (4) 感染症対策

開設した施設で感染症が発生した場合は、即座に閉鎖される。

#### (5) 報告義務

避難所の開設や避難者の訪れなど、重要な情報は避難所運営委員会及び施設管理者に報告される。

#### (6) 経費負担と備蓄管理

施設の開設・運営に伴う経費は自治会が負担し、必要最低限の飲料や食料を備蓄するほか、千葉市から供与される備蓄品を適正に管理する。

#### (7) 避難者の受入れ

施設の利用者は原則として自治会の会員であり、避難者の受け入れは特定の順位に従って行われる。

### 4 規約本文

別添えのとおり

### 5 施行日

第24回通常総会（令和6年4月21日開催）第6号議案として可決した会則と同日付けで施行します。

なお、改正会則は、千葉市長による認可のあった日から施行します。

別添え

## み春野自治会集会所地域避難施設に係る開設・運用規約

(趣旨)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により、市長が指定する避難所(以下、「指定避難所」という。)とは別に、風水害や台風、地震等の災害発生時において、自宅待機や指定避難所に避難することが困難な地域住民の一時的な避難先として千葉市に認定された地域避難施設の開設及び運営を円滑に行うため、本規約を定める。

(名称)

第2条 本規約における地域避難施設の名称は、「み春野自治会集会所地域避難施設」(以下、「施設」という。)とする。

(所在地)

第3条 施設は、千葉市花見川区み春野二丁目15番4号のみ春野自治会集会所(以下、「集会所」という。)に設置する。

(開設・運営等)

第4条 施設は、み春野自治会(以下、「自治会」という。)が自主的に開設及び運営する。

なお、千葉市み春野自主防災組織(以下、「自主防災組織」という。)は、運営全般を支援する。

2 次の各号いずれかに該当するときに自治会は、施設を開設することができるものとする。ただし、災害の様態や被災状況、発災時の天候等を鑑み在宅避難者支援の本拠又は、応急救護所、若しくは、自主防災組織の活動拠点を集会所に置くときは、施設の開設は行わない。

(1) 連携する指定避難所(こてはし台小学校指定避難所。以下「指定避難所」という。)が開設されたとき

(2) 指定避難所の開設準備が開始されたとき

(3) 千葉市から避難指示が発令されたとき

(4) 自治会の区域内において災害が発生し又は発生の可能性が高まったとき

(5) その他自治会が開設を認めるとき

3 前項及び防災気象情報の発表に伴い開設の要否を判断するときは、自治会は会則に定める役員会(以下、「役員会」という。)を招集する。

4 前項による役員会は、リモート開催のほかデジタル技術を活用し開催できるものとする。

ただし、至急を要するときは、会長、副会長、防災部長又は総務部長は開設を宣言できるものとする。

5 前項により開設を宣言した者は、役員会に報告を要するものとする。

- 6 施設の運営は、こてはし台小学校避難所運営委員会（以下、「避難所運営委員会」という。）及び指定避難所の施設管理者（以下、「施設管理者」という。）が連携し行う。
- 7 開設に係る周知は、防災行政無線屋外放送設備を使用するほかデジタル技術を使用する。
- 8 開設した施設において、使用者が感染症を発症し蔓延の可能性がある場合は、直ちに閉鎖する。

（避難所運営委員会及び施設管理者への報告）

第5条 次の各号いずれかに該当する場合は、避難所運営委員会及び施設管理者へ報告するものとする。ただし、指定避難所が開設されていない場合は、報告を原則不要とする。

- (1) 施設を開設したとき
- (2) 避難者が施設に訪れたとき
- (3) 施設を閉鎖したとき
- (4) その他避難所運営委員会及び施設管理者から何らかの報告を求められたとき  
（費用負担）

第6条 施設の開設・運営等に伴う経費は、自治会が負担する。

- 2 自治会は、前項に基づき必要最低限度の飲料及び食料を備蓄するほか、千葉市から供与を受けた備蓄品及び備品等を適正に維持管理するものとする。
- 3 自治会は、施設及び施設に付帯する防災資源を適法かつ適正に維持管理し、災害時にはその機能が十分に発揮できるよう努めるものとする。
- 4 前項の維持管理にあたり自治会は、自主防災組織に対して技術的な援助を求めることができるものとする。
- 5 施設使用者（以下「使用者」という。）の故意又は重大な過失により施設及び備品等並びに地域の防災資源に汚損、損傷等が発生したときは、復旧等に要する費用は行為者に求償できるものとする。

（避難者の受入れ等）

第7条 使用者は、原則として自治会の会員とする。

- 2 使用者は、3日間を限度に使用できるものとする。
- 3 前項に定める使用期間を経過したときは、当該使用者に対し、退去を求めるものとする。
- 4 使用者の受け入れは、消防法令に基づく、施設の収容人員を上限とし、次の各号に掲げる順位が上位である者を優先する。
  - (1) 第1位  
災害により住家の被害程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊である者
  - (2) 第2位  
避難行動要支援者名簿の掲載者及びその避難支援者
  - (3) 第3位

災害時要配慮者及びその避難支援者

- (4) 第4位  
前各号のほか指定避難所に避難することが困難な者
- (5) 第5位  
指定避難所に避難する途上において、一時的に災害危険から逃れる必要がある者
- (6) 第6位  
在宅による避難生活において、一時的に二次災害から逃れる必要がある者
- (7) 第7位  
第1号から第6号に該当しない自治会員
- (8) 第8位  
前各号に該当しない者

5 前項の各号のいずれかに該当する者であっても、避難生活における特段の配慮を要する者、福祉的ケア又は医療的ケアを要する者、中等症以上の傷病を負う者、商業電源から直接的に給電する医療機器等を使用している者は指定避難所に移送する。

6 特段の理由なく3日を超え使用継続する者及び施設の収容人員を上回る避難者は、順次、指定避難所に避難誘導する。

7 前2項による移送又は避難誘導にあたっては、自主防災組織に支援を求めるほか、必要により警察署等に協力を要請する。

8 緊急やむを得ない場合を除き利用者に対しては、3日分程度の飲料及び食料の持参、暑熱又は防寒に係る対策の準備を求めるものとする。

9 ペット同行避難者の受け入れは行わない。

(会議の開催)

第8条 防災部長は、役員会において施設の開設・運営に係る現状及び課題等を年1回以上、報告するものとする。

2 前項により報告した事項については、必要により自主防災組織、避難所運営委員会及び指定避難所の施設管理者と共有するものとする。

(補則)

第9条 この規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、役員会において審議する。

附則

この規約は、令和6年〇月〇〇日から施行する。

## 夏休みラジオ体操開催のお知らせ

平素より自治会活動へご協力いただきありがとうございます。

昨年度より制限なしに再開した夏休みのラジオ体操ですが、今年も開催します。お子様の夏休み明けを見越して早起き＆体操によって規則正しい生活リズムの保持（あるいは取り戻す）のために、あるいは、大人の皆さんも日頃動かすことのない体を使うことで健康の大切さを実感するためにも、みんなで一緒にラジオ体操しませんか？今年もたくさんのご参加をお待ちしています！

－ 記 －

開催期間： 8月17日（土）～24日（土）

開催時間： ラジオ体操 6:30～6:45

\* NHKのラジオ体操放送に合わせて体操をします

開催場所： み春野公園バスケットボールコート付近

### 【参加に際してのお願い】

- ・ 当日の体調が思わしくない場合は参加しないこと
- ・ 早朝とはいえ夏の暑い時期です。こまめな水分補給をお願いします
- ・ 事前事後の手洗い・うがいの励行

出席カードを準備し、優良参加者には、最終日に景品を差し上げます。

最終日に参加出来ず、景品が貰えない方は後日集会所でお渡しします。



## 要回覧

み春野自治会会員各位

令和6年6月16日  
み自発第 24-18号  
み春野自治会・夏祭り実行委員会

# み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト作品大募集

今年も「み春野ふるさと夏祭り」を8月24日(土)に開催します。  
夏祭り準備に先立ち、従来から恒例となっている「ポスターコンテスト」の作品を大募集します！  
小さなお子さんから大人まで幅広く、皆さんからのご応募をお願いします。  
優秀作品(アイデア、アピール、インパクトなど各賞を設定)にはすてきな賞品をご用意します。  
最優秀作品はプログラムの表紙に採用する予定です。

**提出期限：8月2日(金) まで**

**提出先：班長・副班長さん、もしくはみ春野自治会集会所に提出願います**

### 【 募集要項 】

- (1) 参加対象者 すべての自治会員の皆様  
(2) 作品規定事項

- ① 用紙：画用紙(B4)以下
- ② 画材等制限なし(クレヨン・絵の具・他)
- ③ テーマ：夏祭り(盆踊り・出店・花火等)
- ④ 作品中には以下2項目を記入  
・「第21回み春野ふるさと夏祭り」  
・「日時 8月24日(土)」  
荒天時 8月25日(日)に順延

- ⑤ 募集締切日 令和5年8月5日(土) 班長・副班長、担当役員まで提出のこと。  
⇒ 期限厳守 (締切日以降に持参あったものはコンテスト対象としません)

- ⑥ 別紙の応募票を切り取って記入し、作品裏面にはがれないように糊付けすること。  
応募票が足りなくなった時は担当役員に申し出てください。

(昨年の優秀作品)



※ 応募作品はラミネート加工した後で町内各所に掲示させていただきます。  
応募作品は夏祭り終了後に返却いたします。

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

( 切り取り線 )

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

( 切り取り線 )

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

( 切り取り線 )

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

( 切り取り線 )

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

( 切り取り線 )

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

( 切り取り線 )

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

( 切り取り線 )

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

( 切り取り線 )

## 第21回み春野ふるさと夏祭り ポスターコンテスト応募票

募集締切日 8月2日(金) ⇒ 班長・副班長、集会所まで

|            |            |             |   |        |
|------------|------------|-------------|---|--------|
| 班・住所       | 班 み春野 丁目 - | 連絡先<br>電話番号 | - | (整理番号) |
| ふりがな<br>名前 |            | 学年または年齢     |   |        |

# み春野自治会傘下サークルの紹介

(令和6年6月現在)

み春野には以下のサークルがあり活発に活動してこの地域を盛り上げてくれています。皆さんも参加して地元での仲間作り、そしてご自身の生活を豊かにしませんか？入会希望やそのサークルについてもっと詳しく知りたい方は代表者連絡先までお問合せください。また、「こんなサークルを作りたい」という方は自治会まで相談ください。

| サークル名  | 代表者<br>連絡先 | 主な活動内容・HP等   | 活動日・頻度   |
|--|------------|--|--|
| 1. シニア   |            | グラウンドゴルフをみ春野公園で月3～4回、参加者20～25名で行っています。<br>歩こう会、囲碁の会、麻雀の会、ポーセラーツの会などを定期的に開催しています。   | 随時開催   |
| 2 ガーデニング   |            | 家庭菜園や花壇など園芸を楽しんでいます。<br>みんなで畑を借りて菜園作りをしたり、自治会花壇の手入れをしたり、季節ごとには楽しいイベントで懇親を深めたりしています。自分達の作った新鮮野菜を朝市で廉価で提供しています。  | 月1～2回、土曜または日曜の午前中1時間くらい。<br>朝市：6/16(日)～9/28(土)                       |
| 3 バレーボール   |            | こてはし台小学校体育館にて練習しています。男女共にメンバーを募集していますので興味ある方は見学、体験にいらして下さい。バレーボール以外のイベントも楽しいですよ。   | 毎週土曜日<br>13:00～17:00   |
| 4 太鼓（鼓春）   |            | 練習は主に檜橋公民館で月2～3回行っています。<br>今年度も夏祭りでの演奏と盆太鼓を叩きます！<br>み春野ふるさと夏祭りの他、地域でのイベントで演奏をしています。<br>運動不足解消やストレス発散にも効果的です。<br>一緒に汗を流して楽しみませんか？                             | 月2～3回<br>檜橋公民館<br>各種イベント   |
| 5 ソフトボール   |            | 毎週日曜日・祭日にこてはし台小学校グラウンドで練習しています。千葉市内他チームとの親睦目的のリーグ戦を独自に運営し交流試合を行っています。み春野夏祭りや秋フェスタの出店などソフトボール以外でも楽しく活動しています。男女問わず新メンバー募集中です。                                  | 毎週日曜日・祭日<br>AM 8:00～10:00<br>こてはし台小学校グラウンドにて<br>練習自由参加               |
| 6 レガート   |            | 合唱部「プリマヴェーラ」は毎月第4金曜日13:00～集会所にて練習しています。<br>その他、自分の得意楽器など各自練習して夏祭り、敬老の集い、秋フェスや音楽会で演奏しています。  | 合唱部「プリマヴェーラ」は毎月第4金曜日13:00～集会所にて練習<br>夏祭り、敬老の集い、秋フェスに出演、<br>春に音楽会開催予定 |
| 7 なでしこ会  |            | 旧キッズサークルから派生した会ではありますが、女性たちの繋がりを大切にしたいと設立したサークルです。定期的な活動が難しい方々も参加できる企画を作り、親睦を深めていきたいと思えます。<br>活動内容はメンバーそれぞれがやりたいこと！<br>持ち込み企画大歓迎、私達が実施をサポートします。ぜひ仲間になってください。 | 不定期開催  |
|  8 み春野陸上部 |            | この度公認サークルとして活動することになりました。<br>2013年創部以来、「ゆる～く、楽しく、それなりに」をモットーに、日頃のガチ練習は各自で、たまにチョロ練習と飲み会はみんなで活動中。運動経験は問いません。これから何か始めたい方、み春野で仲間を作りたい方、お待ちしております！                | 不定期の合同練習会、飲み会などの集まり たまに遠征合宿(宿泊) マラソン大会やイベント等への参加                     |

※代表者等の連絡先(氏名 & 電話番号)は個人情報です。取り扱いには注意をお願いします。